

港湾法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令案 新旧対照条文 目次

- 港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）（抄） ..... 1
- 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）（抄） ..... 2
- 関税法施行令（昭和二十九年政令第五百十号）（抄） ..... 3
- 港湾法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百四十三号）（抄） ..... 4

改正案	現行
<p>（国派遣職員に係る国家公務員倫理規程の特例）</p> <p>第十五条の六 法第四十三条の二十九第一項（海外社会資本事業への我が国事業者の参入の促進に関する法律（平成三十年法律第四十号）第十一條第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する国派遣職員は、国家公務員倫理規程（平成十二年政令第一百号）第四条第三項の規定の適用については、国家公務員法（昭和二十二年法律第二百十号）第八十二条第二項に規定する特別職国家公務員等とみなす。</p> <p>附則</p> <p>（特定の国際拠点港湾）</p> <p>11 法附則第二十項の政令で定める国際拠点港湾は、次の表のとおりとする。</p> <p>（略）</p>	<p>（新設）</p> <p>附則</p> <p>（特定の国際拠点港湾）</p> <p>11 法附則第三十一項の政令で定める国際拠点港湾は、次の表のとおりとする。</p> <p>（略）</p>

改正案	現行
<p>（特定の資金の種類）</p> <p>第七条 法第五条の三第三項に規定する政令で定める公的資金は、次に掲げる資金とする。</p> <p>一 財政融資資金（地方公共団体が次に掲げる者に対して、それぞれ次に定める費用に充てるため、貸付けを行う場合に必要となる資金を除く。）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 港湾法第四十三条の十一第十二項に規定する港湾運営会社 同法第五十五条の九第一項の規定による資金の貸付けが行われる同項に規定する港湾施設の建設又は改良に要する費用</p> <p>ハ〜ヘ（略）</p> <p>二 地方公共団体金融機構の資金</p>	<p>（特定の資金の種類）</p> <p>第七条 法第五条の三第三項に規定する政令で定める公的資金は、次に掲げる資金とする。</p> <p>一 財政融資資金（地方公共団体が次に掲げる者に対して、それぞれ次に定める費用に充てるため、貸付けを行う場合に必要となる資金を除く。）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 港湾法第四十三条の十一第十二項に規定する港湾運営会社（同法附則第二十六項（同法附則第三十一項の規定により適用される場合を含む。）の規定により同条第十二項に規定する港湾運営会社とみなされる同法附則第二十項に規定する特例港湾運営会社を含む。） 同法第五十五条の九第一項の規定による資金の貸付けが行われる同項に規定する港湾施設の建設又は改良に要する費用</p> <p>ハ〜ヘ（略）</p> <p>二 地方公共団体金融機構の資金</p>

改正案	現行
<p>（港湾施設の建設又は管理を行う法人）</p> <p>第三十条の二 法第三十七条第一項（指定保税地域の指定又は取消し）に規定する政令で定める者は、特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第三条第一項（特定外貿埠頭の管理運営を行う者の指定）の規定により国土交通大臣が指定する法人、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の十一第一項又は第六項（港湾運営会社の指定）の規定により国土交通大臣又は国際拠点港湾（同法第二条第二項（定義）に規定する国際拠点港湾をいう。）の港湾管理者（同条第一項に規定する港湾管理者をいう。）が指定する株式会社及び同法第五十五条の七第一項（特定用途港湾施設の建設等に係る資金の貸付け）に規定する国土交通大臣が政令で定める基準に適合すると認める者（同条第二項の特定用途港湾施設（同項第一号に掲げる港湾施設であるものに限る。）のうち港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）第四条第一項第一号（特定用途港湾施設）の用途に供する港湾施設の建設又は改良をする者に限る。）とする。</p>	<p>（港湾施設の建設又は管理を行う法人）</p> <p>第三十条の二 法第三十七条第一項（指定保税地域の指定又は取消し）に規定する政令で定める者は、特定外貿埠頭の管理運営に関する法律（昭和五十六年法律第二十八号）第三条第一項（特定外貿埠頭の管理運営を行う者の指定）の規定により国土交通大臣が指定する法人、港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第四十三条の十一第一項又は第六項（港湾運営会社の指定）の規定により国土交通大臣又は国際拠点港湾（同法第二条第二項（定義）に規定する国際拠点港湾をいう。）の港湾管理者（同条第一項に規定する港湾管理者をいう。）が指定する株式会社（同法附則第二十六項（同法附則第三十一項の規定により適用される場合を含む。）の規定により同法第四十三条の十一第一項の規定による指定を受けた株式会社とみなされる同法附則第二十項（同法附則第三十一項の規定により適用される場合を含む。）の規定により国土交通大臣が指定する株式会社を含む。）及び同法第五十五条の七第一項（特定用途港湾施設の建設等に係る資金の貸付け）に規定する国土交通大臣が政令で定める基準に適合すると認める者（同条第二項の特定用途港湾施設（同項第一号に掲げる港湾施設であるものに限る。）のうち港湾法施行令（昭和二十六年政令第四号）第四条第一項第一号（特定用途港湾施設）の用途に供する港湾施設の建設又は改良をする者に限る。）とする。</p>

○港湾法施行令の一部を改正する政令（平成二十三年政令第三百四十三号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 改正法附則第三条第六項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第二条の規定による改正前の港湾法第五十五条の八の規定の適用については、この政令による改正前の港湾法施行令第九条及び第十条の規定は、なおその効力を有する。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 改正法附則第三条第八項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第二条の規定による改正前の港湾法第五十五条の八の規定の適用については、この政令による改正前の港湾法施行令第九条及び第十条の規定は、なおその効力を有する。</p>